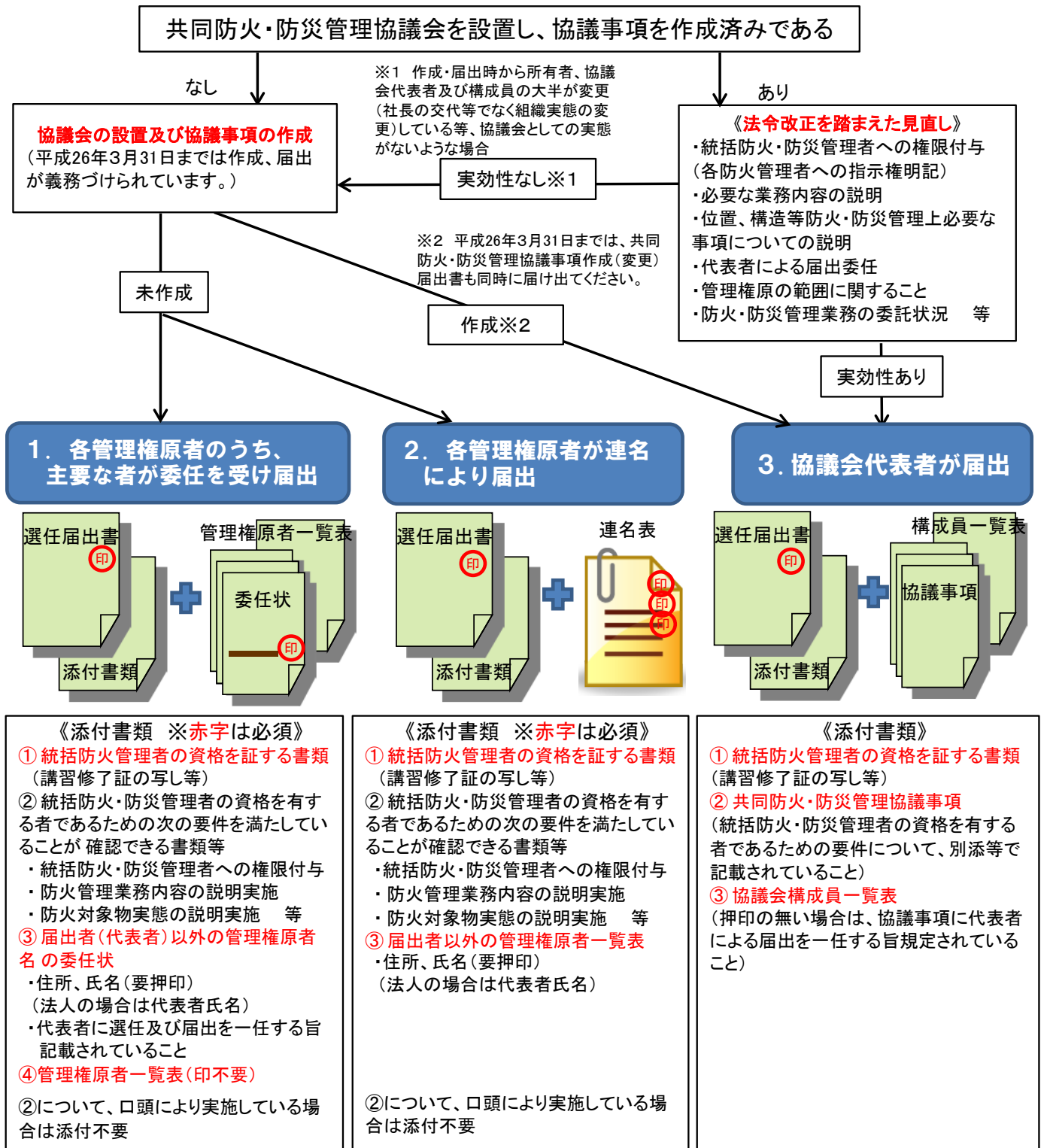
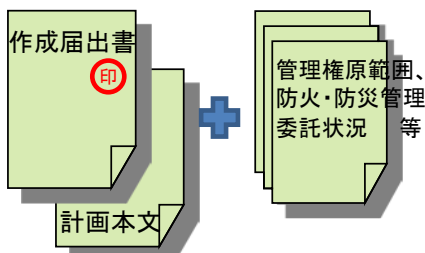


統括防火・防災管理者選任義務対象物届出フローチャート

注) 横浜市内における運用となりますので、他都市の対象についての届出は、各消防本部にお問い合わせください。



全体についての消防計画



- 届出書の「管理権原者」欄は、協議会代表者等、主要な者とし、他の管理権原者一覧表の添付は不要とします。
- 消防計画の内容を、各管理権原者が確認※の上で届け出てください。
※ 確認手段は、計画本文の供覧や、計画本文の写しを各事業所に配布し、受領印又はサインをもらうこととします。
この場合、必ずしも管理権原者の印又はサインでなくても構いませんが、事業所において、管理権原者まで確実に内容を周知してください。